（１）この確認が行われたことについては、○○○（地方公共団体名）及び内閣府のホームページにおいて公表される場合があります。

（２）株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第２３条各号に掲げる要件に該当しないとき又は偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。

（３）この確認は、○○○（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。